

【国土・環境委員会】

(1) 審議概観

第147回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案15件（うち本院先議2件）、衆議院建設委員長提出法律案1件及び承認案件1件であり、いずれも可決・承認した。

また、本委員会付託の請願10種類75件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案等の審査〕

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成12年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画を定めることとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案は、賃貸住宅の供給の促進のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を、原則として平成18年3月31日まで延長しようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の貸付金利の特例措置の適用期限を、平成18年3月31日まで延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、引き続き、明日香村が行う生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業に対する国の負担又は補助の割合の特例措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

港湾法の一部を改正する法律案は、近年における港湾整備の効率化及び港湾をめぐる環境の保全の要請に適切に対応するため、重要港湾等の定義の明確化及び港湾工事の費用に対する国の負担割合の見直しを行うとともに、基本方針の記載事項として環境の保全への配慮に関する事項を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、住宅金融公庫の行う資金の貸付けについて、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等を貸付対象に加えるとともに、一定の住宅に係る貸付金の償還期間を延長する等貸付条件を改善することとし、あわせて、同公庫が住宅金融公庫債券を発行することができることとする等同公庫の業務に要する資金の調達手段を多様化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

河川法の一部を改正する法律案は、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、指定都市の長が指定区間内の1級河川及び2級河川のうち一定の区間の管理を行うことができることとするとともに、市町村長が指定区間外の1級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

悪臭防止法の一部を改正する法律案は、最近における悪臭の実態に的確に対処するため、市町村長は事故により事業場から悪臭原因物が排出される場合に応急措置を講ずべきことを命ずることができることとするとともに、臭気指数等の測定の業務に従事する者に関する制度を設ける等所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、岩佐委員（共産）より、燃焼によって悪臭が生じるものについて原則として野外焼却を禁止すること等を内容とする修正案が提出されたが、修正案は否決し、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議を付した。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、地域の実情に応じた合理的な都市計画制限を行うため、市街化区域及び市街化調整区域の区分を原則として都道府県が選択することができることとし、用途地域が定められていない区域の特定の用途の規制のための特定用途制限地域制度の創設、未利用となっている建築物の容積の活用を促進するための特例容積率適用区域制度の創設、都市施設に係る立体的な都市計画の決定手法の導入、地区計画の決定要件の緩和、都市計画決定手続の透明化及び開発許可の基準の見直しを行うとともに、都市計画区域外において一定の土地利用規制のための準都市計画区域制度の創設及び一定規模以上の開発行為の規制の導入を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件は、中央省庁等改革の一環として、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局を、国土交通省の地方支分部局として設置することについて、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、討論の後、多数をもって承認した。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法は、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るため、大深度地下の公共的使用に関し、基本方針の策定、大深度地下使用協議会の設置、大深度地下における公共の利益となる事業に対する国土交通大臣等による使用の認可、当該事業の事業区域の明渡し及びそれに伴う損失の補償等特別の措置を定めようとするものである。

委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案は、食品廃棄物等の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、食品循環資源の再利用等について国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守

させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録その他食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ろうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案は、廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、特定の建設資材廃棄物について、主務大臣の定める基本方針等並びに分別解体等及び再資源化等の実施に関する事項等を定めるとともに、解体工事業業者について登録制度を実施することにより、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ろうとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に当たっては、再生品その他の環境物品等の供給の促進とともに、その安定的な需要を確保することが重要であることにかんがみ、国等による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院環境委員長細川律夫君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するため、国における基本方針の策定、廃棄物処理センターにおける廃棄物の処理の推進、産業廃棄物管理票制度の見直し、廃棄物の焼却の禁止、支障の除去等の命令の強化等の措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進しようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

循環型社会形成推進基本法案は、廃棄物等の発生量が増大し、及び循環資源の循環的な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、質疑を行った後、岩佐委員（共産）から廃棄物等となることの抑制の最優先、事業者の責務、循環社会形成推進基本方針の策定等に係る修正案が提出され、討論の後、修正案は否決し、多数をもって原案どおり可決した。

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国において、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生部品の利用の促進に関する措置を講ずるとともに、再生資源の利用の促進に関する措置を拡充しようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

〔国政調査等〕

3月9日、中山国務大臣から建設行政の基本施策及び国土行政の基本施策について、二階北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、清水環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴き、公害等調整委員会委員長から公害等調整委員会の業務について説明を聴いた。

また、本年1月11日から13日までの3日間で実施した、高知県及び愛媛県における国土整備及び環境保全等に関する実情調査について派遣委員から報告を聴いた。

同月14日、建設行政の基本施策、国土行政の基本施策及び北海道開発行政の基本施策について質疑を行い、分離・分割発注及びジョイントベンチャーの活用、公共事業予算執行についての検証、北海道開発と公共事業の必要性、建設省における退職管理、国土交通省発足と公共事業の一元的推進、アイヌ文化振興のための方策、河川情報システムの運用実態、公共事業の執行と景気回復への効果、東京湾アクアラインの実情、社会資本整備における都市と地方の格差等が取りあげられた。

同月16日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務について質疑を行い、今後の環境行政推進に当たっての基本認識、資源循環型社会のイメージ、愛知万博に対する環境庁の対応、G8環境大臣会合の議長国としての役割、希少野生動植物に対する管理の在り方、環境影響評価制度についての環境庁の対応、酸性雨の我が国への影響、沖縄の米軍演習場内での山火事についての対応等が取りあげられた。

また、同月15日、予算委員会から審査の委嘱を受けた総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（港湾建設局、気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、総務省所管（公害等調整委員会）、国土交通省所管（地方運輸局、地方航空局、船員労働委員会、海上保安庁、海難審判庁、自動車損害賠償責任再保険特別会計、自動車検査登録特別会計及び空港整備特別会計を除く）、環境省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、循環型社会形成のための基本法策定に向けての作業状況、気候変動枠組条約京都議定書の批准の見通し、公共事業の経済波及効果向上に向けての工夫、都心部への居住促進政策の具体的取組等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成12年3月9日（木）（第1回）

- 国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について中山国務大臣から、北海道開発行政の基本施策に関する件について二階北海道開発庁長官から、環境行政の基本施策に関する件について清水環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務に関する件について川崎公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年3月14日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道開発行政の基本施策に関する件について中山国務大臣、二階国務大臣、加藤建設政務次官、岸田建設政務次官、増田国土政務次官、米田北海道開発政務次官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月15日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成12年度一般会計予算（衆議院送付）
平成12年度特別会計予算（衆議院送付）
平成12年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省所管（港湾建設局、気象庁、港湾整備特別会計）、建設省所管、総務省所管（公害等調整委員会）、国土交通省所管（地方運輸局、地方航空局、船員労働委員会、海上保安庁、海難審判庁、自動車損害賠償責任再保険特別会計、自動車検査登録特別会計及び空港整備特別会計を除く）、環境省所管及び住宅金融公庫）について清水環境庁長官及び川崎公害等調整委員会委員長から説明を聴いた後、同長官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

以上について中山国務大臣及び二階国務大臣から説明を聴いた後、中山国務大臣、岸田建設政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成12年3月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務に関する件について清水環境庁長官、柳本環境政務次官、茂木通商産業政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上3案について中山国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月21日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

以上3案について中山国務大臣、増田国土政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第7号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

（閣法第13号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

（閣法第14号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

なお、**国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第7号）（衆議院送付）について、

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）及び**特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案**（閣法第14号）（衆議院送付）について、それぞれ附帯決議を行った。

○平成12年3月23日（木）（第6回）

- 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月28日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について青木内閣官房長官、長峯総理府政務次官、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし
欠席会派 参院

なお、附帯決議を行った。

- 港湾法の一部を改正する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について二階運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年3月30日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 港湾法の一部を改正する法律案**（閣法第26号）（衆議院送付）について二階運輸大臣、

中馬運輸政務次官、鈴木運輸政務次官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第26号) 賛成会派 自民、民主、明改、社民、自由、参院、二連
反対会派 共産

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月4日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について中山建設大臣、加藤建設政務次官、林大蔵政務次官、岸田建設政務次官、政府参考人、参考人住宅金融公庫理事五十嵐健之君及び同公庫総裁望月薫雄君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第20号) 賛成会派 自民、民主、明改、共産、社民、自由、参院、二連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年4月18日（火）（第10回）

- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月20日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 河川法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について中山建設大臣、柳本環境政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第19号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク、二連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成12年4月25日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第97号）について清水環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年4月27日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第97号）について清水環境庁長官、柳本環

境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第97号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派 なし

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月9日(火)(第14回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)について中山建設大臣、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月11日(木)(第15回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)について参考人慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科客員教授伊藤滋君、都市プランナー・法政大学法学部非常勤講師野口和雄君、神戸市長笹山幸俊君及び日本福祉大学情報社会科学部教授片方信也君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)について中山建設大臣、岸田建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第70号) 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク、二連

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成12年5月16日(火)(第16回)

- 地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について中山建設大臣から趣旨説明を聴き、討論の後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第2号) 賛成会派 自保、明改

反対会派 民主、共産、社民、二連

欠席会派 参ク

- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案(閣法第59号)(衆議院送付)について中山国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月18日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案（閣法第59号）（衆議院送付）について中山国土庁長官、増田国土政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第59号） 賛成会派 自保、民主、明改、社民、参ク、二連
 反対会派 共産
 なお、附帯決議を行った。
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案（閣法第92号）について玉沢農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について中山建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月23日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案（閣法第92号）について玉沢農林水産大臣、金田農林水産政務次官、茂木通商産業政務次官、柳本環境政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第92号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民
 反対会派 なし
 欠席会派 参ク、二連
 なお、附帯決議を行った。
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案（閣法第85号）（衆議院送付）について中山建設大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。
（閣法第85号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
 反対会派 なし
 欠席会派 二連
 なお、附帯決議を行った。
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案（衆第24号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長細川律夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
（衆第24号） 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク
 反対会派 なし
 欠席会派 二連
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について丹羽厚生大臣から趣旨説明を聴いた。
- 循環型社会形成推進基本法案（閣法第95号）（衆議院送付）について清水環境庁長官から趣旨説明を聴いた。
- 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第84号）（衆議院

送付) について深谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成12年5月25日(木)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 循環型社会形成推進基本法案**(閣法第95号)(衆議院送付)について参考人福岡大学法学部教授浅野直人君、弁護士・ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長中下裕子君、社団法人日本廃棄物コンサルタント協会初代会長・循環社会推進国民会議幹事青山俊介君及び東京農工大学名誉教授本谷勲君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第83号)(衆議院送付)について丹羽厚生大臣、大野厚生政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第83号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派 なし

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

- 循環型社会形成推進基本法案**(閣法第95号)(衆議院送付)について清水環境庁長官、柳本環境政務次官、細田通商産業政務次官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第95号) 賛成会派 自保、明改、共産、社民、参ク

反対会派 民主

欠席会派 二連

○平成12年5月30日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案**(閣法第84号)(衆議院送付)について深谷通商産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第84号) 賛成会派 自保、民主、明改、共産、社民、参ク

反対会派 なし

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第6号)

【要 旨】

本法律案は、明日香村における歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、明日香

村整備計画に基づいて、明日香村が行う事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期限を、平成21年度まで10年間延長しようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 今後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進に当たっては、地域住民を含む広範な合意形成により明日香村の目指すべき将来像を確立した上で、その実現に向けて必要な施策が着実に実施できるよう十分な配慮を行うこと。
- 2 明日香村整備基金が、明日香村の歴史的風土の保存に当たり、住民の理解と協力を求める上で重要な役割を果たしていることにかんがみ、住民生活の安定向上等のために行われる事業が今後とも着実に実施できるよう配慮すること。
- 3 明日香村における歴史的風土の保存に重要な役割を果たす農林業の現状にかんがみ、明日香村の農林業従事者の確保・育成に努めるとともに、地域の特性に応じた農林業の振興に配慮すること。
- 4 明日香村における埋蔵文化財等遺跡の分布の調査及び発掘調査を計画的に進め、我が国の歴史に対する国民の認識が一層深まるよう、発掘された埋蔵文化財等の保存と活用に努めること。
- 5 中央省庁再編後、国土交通省は、文部科学省等関係行政機関との連携を密にして、古都における歴史的風土の保存を推進すること。また、社会資本整備審議会の構成についても、古都における歴史的風土の保存に関する専門部会を設けるなど十分配慮すること。右決議する。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要 旨】

本法律案は、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、内閣総理大臣は、新たに平成12年度を初年度とする国土調査事業10箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととする等の措置を講じようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 立ち遅れている都市部における地籍調査事業の積極的かつ適切な推進に努めること。
- 2 地方公共団体における国土調査の実施体制の拡充を図るとともに、所要の予算の確保に努めること。
- 3 民間の専門技術者を活用した一筆地調査を行うに当たっては、土地所有者等との信頼関係が確保されるよう地方公共団体に対する指導に万全を期すこと。
- 4 一筆地調査における立会手続の弾力化については、立会を得られなかった土地所有者等が不利益をこうむることのないよう、十分留意すること。
- 5 効率的な調査を行うことが可能な先進の測量技術の導入及び民間の能力の活用を積極的に進め、地籍調査の一層の促進を図ること。
- 6 国土調査の重要性にかんがみ、国民の一層の理解を深めるため、国土調査の必要性に

ついてあらゆる方法を通じて広く周知するよう努めること。

右決議する。

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要 旨】

本法律案は、賃貸住宅の供給の促進等のため、農地の所有者がその農地を転用して行う賃貸住宅の建設等に要する資金の融通について、政府が利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができる期限を6年間延長し、原則として平成18年3月31日までとする措置を講じようとするものである。

【農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 市街化区域農地の宅地化に当たっては、農地所有者の意向を十分に踏まえるとともに、地域の市街化の状況及び住宅事情の動向を適切に把握し、世帯向けの良質な賃貸住宅が適正な家賃で供給できるよう積極的に努めること。
- 2 市街化区域農地の一体的かつ計画的な宅地化を図るため、土地区画整理事業の施行、地区計画の策定等が円滑に推進されるよう配慮すること。
- 3 職住近接の住宅宅地供給を効果的に促進するため、居住環境の改善に関連して必要となる公共施設、生活関連施設等の整備が円滑に推進されるよう配慮すること。
- 4 良好な居住環境を備えた住宅市街地の整備を図るため、地方公共団体、農業協同組合等が農地所有者に対して適切な助言及び情報提供を行うことができるよう積極的な指導を行うこと。
- 5 市街地における住環境の変化等に対応し、2法の在り方について延長期間終了までに十分検討すること。

右決議する。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要 旨】

本法律案は、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の貸付金利の特例措置の適用期限を6年間延長し、平成18年3月31日までとする等の措置を講じようとするものである。

【附 帯 決 議】

農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第13号）と同一内容の附帯決議が行われている。

河川法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要 旨】

本法律案は、地域の実情に応じた河川の管理を推進するため、指定都市の長が指定区内の1級河川及び2級河川のうち一定の区間の管理を行うことができることとするとともに、市町村長が指定区間外の1級河川について河川工事又は河川の維持を行うことができることとする等所要の措置を講じようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 政令指定都市への河川管理権限の委譲に当たっては、国は関係都道府県及び関係政令指定都市と十分連携をとるとともに、政令指定都市の財政負担の緩和に努めること。
- 2 政令指定都市への河川管理権限の委譲により、関係政令指定都市がその発意に基づき、速やかに浸水対策を推進できるよう努めること。
- 3 市町村工事制度の運用に当たっては、水系全体における一貫性のある河川事業が行われるよう、河川管理者及び市町村長は十分協議するとともに、地域の創意工夫が十分反映されるよう努めること。
- 4 都市河川が都市における貴重な水辺空間であることにかんがみ、その整備に当たっては、生態系に配慮するとともに、利用者である市民に親しみやすい河川環境が創出されるよう努めること。
- 5 河川整備を行うに当たっては、本年1月の河川審議会答申「川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」を踏まえ、伝統技術の知恵を現代に合わせて活用し、環境や歴史的風土との調和に努めること。

右決議する。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

【要 旨】

本法律案は、良質な住宅ストックの形成を促進するため、貸付対象の拡大及び貸付条件の改善を行うとともに、住宅金融公庫の業務に要する資金の安定的な確保を図るため、その調達手段を多様化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 貸付対象の拡大及び貸付条件の改善
 - (1) 住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する耐火建築物等で過半の住宅部分を有するものを貸付対象とし、貸付金利の上限、貸付金額の限度、償還期間等を定める。
 - (2) 新築住宅及び一定の耐久性を有する既存住宅等に係る貸付金の償還期間を35年以内とする。
 - (3) 既存住宅を購入し、これと併せて優良住宅改良を行う場合には、改良後の住宅の状態に応じて貸付金利及び償還期間を決定する。
- 2 資金の調達手段の多様化
 - (1) 住宅金融公庫債券を発行することができることとし、当該公庫債券に係る債務につ

いて、政府保証を行うこと及び担保に供するため貸付債権の一部を信託会社等に信託することを可能とする。

(2) 貸付資金を調達するため、貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することを可能とする。

(3) 住宅宅地債券の引受者について、その範囲を公庫の貸付を受けて自ら居住するための住宅の建設又は購入を希望する者全般に拡大するとともに、住宅改良を行おうとする者及び区分所有建築物の共用部分を改良しようとする区分所有者の団体を追加する。

3 その他

業務の委託等に係る主務大臣の認可の廃止、役員に関する規定の整備等所要の改正を行う。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 今後の住宅政策の展開に当たっては、公共賃貸住宅、民間賃貸住宅及び持家住宅についてバランスの取れた施策を講ずることとし、民間賃貸住宅の居住水準の向上を図ること。

2 公庫の資産負債管理の推進に当たっては、資金調達手段の多様化と財務状況の公開を積極的に行うこと。

3 公庫の貸付けに係る住宅の耐久性に関する基準の周知及び技術の普及に努めるとともに、引き続き住宅建設コストの低減に努めること。

4 良質な中古住宅の流通の円滑化のために、中古住宅の評価システムの確立、市場における住宅情報の提供機能の整備等に努めること。

5 公庫融資に係る延滞債務が増加している現状にかんがみ、今後の経済状況を踏まえ利用者の事情に配慮した返済困難者対策を講ずるよう努めること。

6 公庫の新たな業務については運営の健全化に努め、融資に当たっては利用者の利便を考慮し民間金融機関との協調を図りながら、その手続きの簡素化を一層推進すること。
右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要 旨】

本法律案は、港湾整備の効率化及び港湾をめぐる環境の保全の要請に適切に対応するため、環境の保全への配慮を法律の目的に加えるとともに、重要港湾等の定義の明確化、港湾工事の費用に対する国の負担割合の見直し等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 環境の保全に配慮しつつ港湾の整備等を行う旨を法律の目的に加える。

2 重要港湾の定義を、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾とし、特定重要港湾の定義を、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾とする。

3 運輸大臣が定める基本方針の記載事項に、港湾の開発等に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項及び経済的な観点等からみて密接な関係を有する港湾相互間の連

携の確保に関する基本的な事項を追加する。

- 4 重要港湾の港湾工事について、運輸大臣が実施する工事の費用に対する国の負担割合の一部を引き上げ、小規模な施設の工事の費用に対する国の負担を引き下げる。
- 5 港湾区域内で港湾管理者が指定した一定区域内における船舶の放置等を禁止するとともに、港湾管理者が撤去保管した所有者不明の放置艇等について処分を行うことができる。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案(閣法第59号)

【要 旨】

本法律案は、臨時大深度地下利用調査会設置法に基づき設置された臨時大深度地下利用調査会の答申を踏まえ、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るため、大深度地下の公共的使用に関し、基本方針の策定、大深度地下使用協議会の設置、大深度地下における公共の利益となる事業に対する国土交通大臣等による使用の認可、当該事業の事業区域の明渡し及びそれに伴う損失の補償等特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 大深度地下とは、建築物の地下室の用に通常供されることがない地下の深さ、又は、通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤の上面から一定の距離を加えた深さのうち、いずれか深い方以上の深さの地下をいう。
- 2 この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況等を勘案し政令で定める地域において、道路、河川、鉄道、通信、上下水道等一定の公共の利益となる事業について、講じられる。
- 3 国は、大深度地下における事業の円滑な遂行に関する基本的な事項や安全の確保等の大深度地下の公共的使用に関する基本方針を定める。
- 4 事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、法律の対象となる地域ごとに、国の行政機関等で組織する大深度地下使用協議会を設置する。
- 5 国土交通大臣又は都道府県知事は、使用認可申請書の公告及び縦覧等所要の経路を経て、使用の認可を行うことができる。
- 6 使用の認可を受けた事業者は、原則として補償することなく大深度地下を使用することができる。例外的に補償すべき損失がある場合は、請求を待ってこれを補償する。
- 7 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 大深度地下の公共的使用を行うに当たっては、大深度地下が限られた貴重な公共的空間であることにかんがみ、長期的視点に立った計画的かつ効率的な利用に努めること。
- 2 大深度地下の公共的使用が3大都市圏における都市機能の過度の集中を招くことのないよう、十分配慮すること。
- 3 大深度地下の特殊性に応じた環境影響評価手法の開発を進め、その成果を活用して環

境影響評価が適切に行われるよう努めること。

4 知見が不足している帯水層に関する研究を進めるとともに、当該事業に係る帯水層について事前調査等を十分に行い、大深度地下の公共的使用が周辺の地下水の取水等に影響を与えることのないよう努めること。

5 大深度地下の使用の認可を行うに当たっては、構造物の安全に係る審査を十分に行い、利用者及び就業者の安全の確保に万全を期すこと。

また、いったん事故が起こった場合に回復不能の重大な損害をもたらすおそれのある事業については、大深度地下の使用を行わないなど、特に慎重な対応を図ること。

6 大深度地下使用協議会において国の行政機関等が調整を図るに当たっては、学識経験者等の意見を十分に聴くなど、適切な運用が行われるよう努めること。

7 大深度地下の公共的使用が土地の所有権と密接な関係を持つことにかんがみ、本制度が円滑に運用されるよう、その趣旨の周知徹底を図るとともに、大深度地下の使用の状況等本制度に関する情報の提供及び公開を積極的に行うこと。

8 大深度地下の公共的使用を行うに当たっては、地上部の土地利用や浅深度地下利用との十分な調整を図ること。

右決議する。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 都市計画区域の整備、開発又は保全の方針の策定、線引き制度及び開発許可制度に係る見直し
 - (1) 整備、開発又は保全の方針の策定対象区域を拡充し、すべての都市計画区域で策定する。
 - (2) 市街化区域及び市街化調整区域の線引きについて、原則として都道府県の選択制とする。
 - (3) 開発許可の技術基準について、条例による強化又は緩和を可能とし、開発行為の立地基準については、市街化調整区域における一定の開発行為を許可対象に加える。また、許可を要しなかった市街化調整区域の既存宅地等に係る建築行為について、許可を要するものとする。
- 2 良好な環境の確保のための制度の充実
 - (1) 特定用途制限地域制度を創設し、市町村は、用途地域が定められていない区域（市街化調整区域を除く。）の特定の用途の建築物の建築を制限することができる。
 - (2) 用途地域が定められていない区域における容積率、建ぺい率等の合理化を図る。
- 3 既成市街地の再整備のための新たな制度の導入
 - (1) 特例容積率適用区域制度を創設し、商業地域内の一定の地区において、未利用となっている建築物の容積の有効活用を促進する。
 - (2) 道路、河川等の都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定めることができる。
 - (3) 地区計画の策定対象地域を拡大する。
- 4 都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入

(1) 準都市計画区域制度を創設し、市町村は、都市計画区域外において相当数の住居等の建築が現に行われている等の地域について、用途地域等の土地利用に関する都市計画を決定することができる。

(2) 都市計画区域及び準都市計画区域外の一定規模以上の開発行為に対し、開発許可制度を適用する。

5 都市計画決定手続の合理化等

(1) 都市計画の案の作成に係る都道府県と市町村の役割分担の明確化を図る。

(2) 地区計画等の案に係る住民から市町村に対する申出の方法等について、条例で定めることができる。

(3) 都市計画の案を縦覧するに際し、当該都市計画を定める理由書を添付する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 現行都市計画法施行から30年余を経て、都市をめぐる状況が大きく転換していることにかんがみ、都市計画制度の構築及び都市計画行政の遂行に当たっては、環境問題、少子高齢化への対応等都市の抱える諸課題に的確な対応を図るという理念のもとに取り組むこと。

また、地方分権の観点から、地方公共団体における都市計画決定等の事務が円滑かつ適正に推進されるよう、情報の提供、専門家の育成など、その執行体制を支援するための特段の配慮を図るよう努めること。

2 市街化区域と市街化調整区域との区分の都道府県による選択制への移行、開発許可制度に係る技術基準の条例による弾力化等を行うに当たっては、郊外部の無秩序な市街化、中心市街地の衰退を招くことのないよう、土地利用状況を十分把握する等必要な措置を講じるよう努めること。

3 都道府県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定に当たっては、市町村との合意形成を十分に図り、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針と整合性が保たれるよう努めること。

4 都道府県の定める都市計画の案に対する市町村の申し出制度及び地区計画等の案に対する住民の申し出制度については、それぞれの意向を十分尊重するとともに、円滑な都市計画決定がなされるよう努めること。

5 都市計画区域外における秩序ある土地利用を図るため、準都市計画区域制度の積極的な活用と開発許可制度の適正な運用が図られるよう努めること。

6 特例容積率適用区域制度の適用に当たっては、指定した特例容積率の限度を広く周知する等、本制度について関係者の理解を深める観点から必要な措置が図られるよう努めるとともに、歴史的建築物の保全、緑地の確保等市街地環境の維持向上に配慮すること。

7 ①都市と農村等の土地利用の管理に係るより一元的な仕組み、②都道府県全域を対象とした都市計画に関する基本的な方針、③緑地等自然的環境や景観の保持、④既成市街地の再整備のための諸制度の再編整理及び利便性の向上等、土地利用に関する総合的枠組みのあり方について、引き続き検討すること。

右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第83号）

【要 旨】

本法律案は、廃棄物について適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するための措置を講ずるとともに、周辺の公共施設等の整備と連携して産業廃棄物の処理施設の整備を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定める。
- 2 都道府県は、基本方針に即して、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定め、国及び都道府県はその達成に必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 都道府県を中心に実施されている廃棄物処理センターについて、国又は地方公共団体の出資に係る法人等を指定の対象とする。
- 4 主として民間の優良な産業廃棄物の処理施設の整備を促進するため、一定規模以上の焼却施設、最終処分場等と共同利用施設等から構成される一群の施設について支援措置を講ずる。
- 5 廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可等について、暴力団員であること等を産業廃棄物処理業等の欠格要件に加えるとともに、廃棄物処理施設の譲受けに許可制を設ける。
- 6 産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、産業廃棄物管理票制度の見直しを行い、これに違反した者、不法投棄を要求した者等を原状回復等の措置命令の対象とするとともに、排出事業者等が適正な対価を負担していないとき等の場合には、措置命令の対象とする。
- 7 虚偽の産業廃棄物管理票の交付の禁止、廃棄物の焼却の禁止等の規定を設けるとともに、罰則の規定を整備する。
- 8 この法律は、一部の事項を除き、平成12年10月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。
- 2 廃棄物の定義及び一般廃棄物・産業廃棄物の区分のあり方、廃棄物処理に関する使用済み製品に係る生産者等の役割のあり方などについて、処理責任との関係、適正かつ効率的な処理の推進、排出抑制やリサイクルの推進などの観点から、根本的な見直しを含めて検討すること。
- 3 産業廃棄物の不法投棄の根絶に向けて、実態把握を十分に行った上で、本法の厳格な運用、取り締まりの強化など毅然たる対応を図っていくこと。また、不法投棄の未然防止のため排出事業者等に対する指導の徹底、効果的な監視システムの確立を図ること。
- 4 基本方針の策定に当たっては、国民各層の広範な意見を反映させるとともに、廃棄物の発生抑制を第一とする処理に係る優先順位の明示、廃棄物の減量化に関する数値目標の設定を行うこと。

- 5 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進は、事業者処理の原則に十分留意して進めること。
- 6 安定型処分場に搬入される廃棄物については、分別を徹底し、環境を汚染するおそれのある廃棄物を混入させないよう監視を強化し、措置を徹底すること。
- 7 首都圏の廃棄物については、域内で処理が行われるよう必要な処理施設の整備を推進すること。
- 8 有害化学物質を含む製品の製造段階から廃棄後の回収・無害化処理までの一貫した対策を強化するとともに、有害廃棄物の無害化処理技術等の開発研究に官民挙げて取り組むこと。また、PCBの処理体制を早期に整備すること。
- 9 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する観点から、デポジット制度等の経済的手法について積極的に検討すること。
- 10 国又は地方公共団体は、多量排出事業者が処理計画を容易に作成することができるよう、情報提供やガイドラインの作成等により支援を図ること。
- 11 既に廃止されたものを含め、焼却施設や最終処分場周辺の土壌及び地下水に係る汚染の実態を把握し、結果を公開するとともに、土壌汚染の防止と回復措置のあり方について法制化を含め検討すること。
右決議する。

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第84号)

【要 旨】

本法律案は、我が国において、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生部品の利用の促進に関する措置を講ずるとともに、再生資源の利用の促進に関する措置を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を「資源の有効な利用の促進に関する法律」に改める。
- 2 主務大臣は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用を総合的かつ計画的に推進するため、資源の有効な利用の促進に関する基本方針を定め、これを公表する。
- 3 使用済物品等の発生の抑制のため、一定の要件を満たす製品について、原材料等の省資源化や耐久性の向上等による長期間使用を図るための取組を事業者に義務付ける。
- 4 使用済の製品から取り出した部品等の再利用を促進するため、一定の要件を満たす業種や製品について、部品等を再利用できるように配慮した製品の設計・製造を行うこと、及び使用済の製品から取り出した部品等を新たな製品の部品として利用することを事業者に義務付ける。
- 5 事業者によって自主回収や再資源化を行うことが効率的な製品については、事業者自らがその使用済の製品を自主回収し、再資源化することを義務付ける。
- 6 産業廃棄物の最終処分量の削減に資し、資源としての再利用を図るため、一定の要件を満たす業種について、事業者が計画的に生産工程の合理化等を行うことにより、工場等で製品の製造又は加工に伴って発生する副産物の発生抑制対策と発生した副産物を再

生資源として利用を促進するための対策を義務付ける。

7 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。
- 2 事業者、消費者、地方公共団体等の各主体に対する本法の趣旨等についての周知徹底、必要な情報提供を積極的に行うとともに、環境教育の充実を図ること。
- 3 基本方針の策定に当たっては、国民各層の広範な意見の反映や透明性の確保に努めること。
- 4 本法に規定する各種製品及び業種の指定並びに判断基準の策定に当たっては、当委員会における審議、各種製品の排出状況、産業構造審議会の「廃棄物処理・リサイクルガイドライン」等を十分に参酌し、法律に規定の「技術的・経済的に可能」との要件などを柔軟に運用し、可能な限り広範に行うとともに、事業者に対して最大限の取組を促すものとする。
- 5 指定再利用促進製品及び指定副産物の判断基準の策定に当たっては、都道府県等と緊密に連携し、都道府県等の施策との整合性を図ること。
- 6 指定表示製品制度に関しては、容器包装リサイクル法の全面施行にかんがみ、排出段階における分別回収を促進させるため、分別等の表示のあり方について積極的な検討を進めること。
- 7 容器包装リサイクル法については、法の施行後再商品化の成果に結びつかない事例が生じていることから、対象とされる容器包装の排出量及び処理状況、市町村の分別収集に係る実態等を勘案し、同法の施行状況につき不断の検討を行うとともに、運用等については適切な見直しを行うこと。
- 8 廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進する観点から、デポジット制度等の経済的手法について製品毎の特性や実態を踏まえながら積極的に検討すること。

右決議する。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案（閣法第85号）

【要 旨】

本法律案は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 主務大臣は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定め、都道府県知事は、基本方針に即し、その実施に関する指針を定める。
- 2 一定規模以上の解体工事その他の建設工事においては、受注者は一定の技術基準に従

- い、特定建設資材について分別解体等をしなければならない。また、工事の着工に先立ち、発注者はその分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物については、受注者は再資源化をしなければならない。ただし、再資源化が困難な場合には、縮減をもって足りることとする。
 - 4 解体工事業者の登録制度を創設するとともに、解体工事業者に対して、技術管理者の選任及び解体工事の現場での標識の掲示等を義務づける。
 - 5 分別解体等及び再資源化等の円滑な実施を確保するため、必要な費用の適正な負担についての発注者の責務等を定めるとともに、主務大臣又は都道府県知事は建設工事の発注者に対して再資源化により得られた建設資材の利用について必要な協力を要請することができることとする。
 - 6 この法律は、一部の事項を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。
- 2 建設廃棄物が環境に大きな負荷を与えている現状にかんがみ、本法の厳格な運用を図るとともに、事業者なかんずく建設業者、地方公共団体及び国民に対し、本法制定の趣旨の周知徹底を図ること。
また、極めて深刻な状況にある建設廃棄物の不法投棄を防止するため、廃棄物処理法の規制強化と併せて、監視、取り締まりの強化、関係業界等に対する指導の徹底等を図ること。
- 3 基本方針を策定するに当たっては、国民各層の広範な意見を反映させるよう努めるとともに、建設廃棄物についての発生抑制を第一とする処理の優先順位を明示すること。
また、再資源化等に関する目標については、環境への負荷の低減の観点から意味のある数値目標を設定すること。
- 4 建設廃棄物の発生を抑制するため、設計・建築段階における発生抑制の必要性を広く周知するとともに、これらに向けた技術開発等必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。
- 5 再生資材の利用を促進する観点から、再生資材の品質基準の策定と規格化の推進を図るとともに、公共事業において環境負荷の少ない再生資材の調達を行うよう積極的に努めること。
- 6 建設廃棄物の再資源化及び再生資材の利用を促進するため、建設業者等が再資源化施設の設置状況等や再生資材の取得方法等に関する情報を容易に入手できるよう、情報提供のあり方について検討すること。
- 7 対象建設工事の規模以下の建設工事についても、できるだけ分別解体等及び再資源化等が行われることになるよう必要な措置を講ずること。
- 8 特定建設資材の品目など政令、省令事項については、本委員会の論議等を十分踏まえ

て定めるとともに、本法の施行状況等を見ながら適宜適切に見直していくこと。

9 建設廃棄物の処理等の過程における有害物質の発生の抑制や、いわゆるシックハウス問題の解決に資するため、建設資材に係る化学物質対策の強化を図ること。

右決議する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案(閣法第92号)(先議)

【要 旨】

本法律案は、食品廃棄物等の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況にかんがみ、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向、再生利用等を実施すべき量に関する目標等を明らかにする基本方針を定める。
- 2 主務大臣は、基本方針に定める目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これに基づき食品関連事業者に対し必要な指導及び助言を行うとともに、特に多量の食品廃棄物等を発生させている者に対しては、勧告、公表及び命令をすることができる。
- 3 食品循環資源の再生利用を促進するため、これを原材料とする肥料、飼料等の製造を業として行う者は、登録再生利用事業者として主務大臣の登録を受けることができる。
- 4 食品関連事業者、農林漁業者等及び肥料、飼料等の製造業者の連携を促進するため、3者が共同して再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- 5 登録再生利用事業者又は再生利用事業計画の認定を受けた事業者が行う再生利用事業の円滑な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の特例措置を講ずる。
- 6 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 「循環型社会」の実現に向けて、環境省のリーダーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図り、廃棄物・リサイクル関係諸法の有機的かつ整合的な運用を行うとともに、今後とも諸外国の先進事例も踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること。
- 2 食品廃棄物等の発生抑制が循環型社会構築の観点から極めて重要であることにかんがみ、食品の食べ残し、売れ残りなどから生じる食品ロスの実態を継続的に調査・公表すること等によって、その発生抑制の必要性を広く消費者、食品関連事業者等に周知するとともに、食品廃棄物等の発生抑制に向けた必要な措置を講ずるよう積極的に努めること。
- 3 食品循環資源の再生利用の促進に当たっては、地方公共団体等との連携を図り、一般家庭の生ゴミを含めた再生利用の促進が効果的に行われるよう努めること。
- 4 主務大臣の定める基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項について

は、国民各層の広範な意見が反映されるように努め、可能な限り具体的に規定すること。

また、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標の達成を図るため、食品関連事業者に対する指導・助言、多量の食品廃棄物を発生させている食品関連事業者に対する勧告・公表・命令等を適切に行い、本法が実効あるものとなるよう努めること。

5 農業生産と食料消費の間の資源循環が効果的に行われるよう、食品循環資源を用いた肥飼料等の一層の利活用に努めること。

6 食品循環資源の再生利用を促進するため、農林漁業者等のニーズを的確に把握し、リサイクルコストの低減、リサイクル製品の品質確保等に努めるとともに、食品循環資源の回収及び特定肥飼料等の製造・流通・販売体制の整備を図り、需要と供給が一層拡大するよう、資金的支援を含めて万全の対策を講ずること。

右決議する。

循環型社会形成推進基本法案（閣法第95号）

【要 旨】

本法律案は、循環型社会の形成を推進するための基本原則とこれに基づく基本的施策の枠組みを定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 基本原則

(1) 循環型社会の形成は、自主的かつ積極的な行動により環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の実現を目指して推進されなければならない。

(2) 関係者の適切な役割分担と適正かつ公平な費用負担が必要である。

(3) 国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

(4) 廃棄物等の発生はできるだけ抑制されなければならない。

(5) 循環資源はできる限り循環的な利用を行わなければならないが、循環的な利用が行われないものについては適正に処分しなければならない。

(6) 自然循環に関する施策への配慮を行う。

2 循環型社会形成推進基本計画の作成、等

(1) 平成15年10月1日までに循環型社会形成推進基本計画を定める。

(2) 毎年、講じた施策、講じようとする施策等を国会に報告する。

(3) 計画の見直しをおおむね5年ごとに行う。

3 循環型社会の形成に関する基本的施策

原材料、製品が廃棄物等となることの抑制のための措置、循環資源の適正な循環的利用及び処分のための措置、再生品の使用の促進、製品、容器に関する事前評価の促進、環境の保全上の支障の防止及び除去、原材料が廃棄物等となることの抑制に係る経済的措置、公共的施設の整備、地方公共団体による施策の適切な策定の確保のための措置、地方公共団体に対する財政措置、循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、調査の実施、科学技術の振興、国際的協調のための措置並びに地方公共団体の施策について定める。

4 この法律は公布の日から施行し、循環型社会形成推進基本計画に関する規定は平成13年1月6日から施行する。

悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第97号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における悪臭の実態に的確に対応するため、事故時の措置の強化、臭気測定業務従事者に関する制度の整備等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 事故時の措置の強化

- (1) 悪臭防止法の規制地域内に事業場を設置する者は、事故により悪臭原因物が排出される場合には、直ちに、その排出の防止のための応急措置を講ずるとともに、市町村長に通報しなければならない。
- (2) 市町村長は、悪臭により住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、事業場設置者に対し、応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 臭気測定業務従事者に関する制度の整備

- (1) 市町村長は、臭気指数等に係る測定の業務を、一定の知識及び適性を有する臭気測定業務従事者等に委託することができる。
- (2) 臭気測定業務従事者に係る試験等の規定を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 野外焼却による悪臭問題に対しては、本国会に提出されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案」及び廃棄物処理行政との連携をとりつつ、悪臭防止の目的が達成されるよう努めること。
 - 2 悪臭苦情の実情や市町村等の測定結果に的確に対応した規制地域の指定や基準の見直しが行われるよう、法の周知徹底や情報の提供などの措置を講ずること。
 - 3 臭気指数を用いた測定法による規制基準が整備されたことによる測定体制の充実強化に努め、臭気指数規制地域の指定が促進されるよう支援すること。
 - 4 市町村中心の体制が活かされるようその主体性確保に十分配慮した法の施行に努めるとともに、市町村の人材等が十分確保されるよう支援措置を講ずること。
 - 5 行政指導中心の改善措置の実情にかんがみ、本法の実効性が確保されるよう市町村と十分連絡を取り合い、必要に応じ、的確な行政処分が行われるよう努めること。
 - 6 臭気判定士を積極的に活用し、専門性を活かした苦情処理の相談や処理の援助、知識の普及などの積極的活用策を検討すること。
 - 7 国、地方公共団体及び国民の責務とともに、事業者の責務についても指導に努めること。
 - 8 法の施行状況、特に悪臭発生の正確な状況と発生原因の十分な把握に努めるとともに、今後の悪臭防止法の在り方も含め、必要な見直しの検討を進めること。
- 右決議する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案（衆第24号）

【要 旨】

本法律案は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に当たっては、再生品等の供給の促進とともに、その安定的な需要を確保することが重要であることにかんがみ、国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境への負荷の低減に資する物品又は役務である環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 環境物品等の調達の基本方針及び調達方針等

- (1) 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定める。
- (2) 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、基本方針に即して作成する毎年度の調達方針で、環境物品等の調達の目標等を定め、調達を行うとともに、年度終了後、調達実績の概要を公表する。
- (3) 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進上特に必要があると認められる措置を要請することができる。
- (4) 都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、それに基づき物品等の調達を行うよう努める。

2 環境物品等に関する情報の提供

- (1) 物品の製造事業者等は、その製造する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を購入者等に適切な方法により提供するよう努める。
- (2) 環境ラベル等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的取決めとの整合性を踏まえ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努める。
- (3) 国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析し、その結果を提供するとともに、環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

【要 旨】

本件は、中央省庁等改革の一環として、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局を、国土交通省の地方支分部局として設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（15件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※6	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	12. 2. 4	12. 3. 21	12. 3. 28 可決 附帯決議	12. 3. 29 可決	12. 2. 23 建設	12. 3. 8 可決 附帯決議	12. 3. 9 可決
※7	国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	3. 10	3. 21 可決 附帯決議	3. 22 可決	2. 23 建設	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
※13	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	3. 10	3. 21 可決 附帯決議	3. 22 可決	2. 23 建設	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
14	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案	〃	2. 4	3. 10	3. 21 可決 附帯決議	3. 22 可決	2. 23 建設	3. 8 可決 附帯決議	3. 9 可決
※19	河川法の一部を改正する法律案	〃	2. 7	4. 14	4. 20 可決 附帯決議	4. 21 可決	3. 7 建設	3. 22 可決 附帯決議	3. 23 可決
○12. 4. 14 参本会議趣旨説明									
※20	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	〃	2. 7	3. 30	4. 4 可決 附帯決議	4. 12 可決	3. 7 建設	3. 15 可決 附帯決議	3. 16 可決
※26	港湾法の一部を改正する法律案	〃	2. 8	3. 28	3. 30 可決	3. 31 可決	3. 6 運輸	3. 10 可決	3. 14 可決
59	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案	〃	3. 10	5. 15	5. 18 可決 附帯決議	5. 19 可決	3. 21 建設	3. 29 可決 附帯決議	3. 30 可決
70	都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案	〃	3. 15	4. 26	5. 11 可決 附帯決議	5. 12 可決	3. 31 建設	4. 19 可決 附帯決議	4. 20 可決
○12. 4. 26 参本会議趣旨説明 ○12. 3. 31 衆本会議趣旨説明									
83	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 21	5. 19	5. 25 可決 附帯決議	5. 26 可決	5. 8 厚生	5. 12 可決 附帯決議	5. 12 可決
84	再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 21	5. 22	5. 30 可決 附帯決議	5. 31 可決	4. 19 商工	4. 28 可決 附帯決議	5. 9 可決
85	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案	〃	3. 21	5. 15	5. 23 可決 附帯決議	5. 24 可決	4. 17 建設	4. 21 可決 附帯決議	4. 25 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
92	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案	参	12. 3. 31	12. 5. 15	12. 5. 23 可 附帯決議	12. 5. 24 可 決	12. 5. 24 農林水産	12. 5. 25 可 附帯決議	12. 5. 30 可 決
95	循環型社会形成推進基本法案	衆	4. 14	5. 19	5. 25 可 決	5. 26 可 決	4. 18 環 境	5. 9 可 決	5. 9 可 決
			○12. 5. 19 参本会議趣旨説明			○12. 4. 18 衆本会議趣旨説明			
97	悪臭防止法の一部を改正する法律案	参	4. 14	4. 21	4. 27 可 附帯決議	4. 28 可 決	4. 28 環 境	5. 9 可 決	5. 11 可 決

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
24	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案	環境委員長 細川 律夫君 (12. 5. 9)	12. 5. 10	12. 5. 11	12. 5. 17	12. 5. 23 可 決	12. 5. 24 可 決			12. 5. 11 可 決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
2	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件	衆	12. 4. 28	12. 5. 15	12. 5. 16 承 認	12. 5. 17 承 認	12. 4. 28 建 設	12. 4. 28 承 認	12. 5. 9 承 認